

大阪湾広域臨海環境整備センター 廃棄物受入手続きに関する達

(平成元年11月22日 達第6号)

改正 平成4年12月25日達第3号、平成6年8月18日達第8号、平成8年1月22日達第1号、平成10年2月25日達第2号、平成17年12月26日達第4号、平成18年3月24日達第2号、平成19年1月10日達第1号、平成23年2月23日達第1号、平成24年2月27日達第1号、平成25年10月21日達第1号、平成27年2月1日達第2号、平成27年12月28日達第8号、平成28年3月1日達第4号、令和5年12月12日達第5号

(趣旨)

第1条 大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)廃棄物受入規程(平成元年規程第8号。以下「受入規程」という。)第8条の規定により受入の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(契約申込の受付)

第2条 廃棄物の埋立処分を委託しようとする排出事業者には、必ず廃棄物受入前に、廃棄物の種類及び排出場所ごとに、別に定める必要書類を添えた廃棄物埋立処分契約申込書を提出させるものとする。

2 前項に定める必要書類のうち、分析が必要な廃棄物については、契約前検査を実施し、その分析結果報告書等を添付させるものとする。

3 前項で定める契約前検査については、実施時期の属する年度の検査として、検査結果の報告を求めることができる。

(事前審査)

第3条 契約申込を受けた廃棄物については、必要に応じ書類審査、事情聴取及び検査等の事前審査を行い、さらに新規の管理型産業廃棄物及び管理を要する陸上残土については「広域処分場適正受入協議会」に審査を要請し受入の可否を判断するものとする。

2 陸上残土Aのうち受入規程別表4の7陸上残土に係る土質区分基準に定めるコーン指数が、1平方メートル当たり800キロニュートン以上のもので、かつ1件の工事又は1つの契約につき年間搬入量が1,500トン以上のものについては、「陸上残土受入判定委員会」に審査を要請し受入料金及び受入方法を決定するものとする。

3 受入の可否は契約申込をした排出事業者に通知するものとする。なお、受け入れられないとしたものについてはその理由を付すものとする。

(契約)

第4条 前条第1項により契約申込を適正と判断したときは、排出事業者と契約を締結するものとする。

2 契約期間は、1年以内(4月1日から翌年3月31日までの間)とするものとする。

3 契約締結時、排出事業者に搬入施設への搬入時間、運行経路等必要な遵守事項について指示し、搬入車証等を交付するものとする。

(受入検査)

第5条 廃棄物が搬入施設に搬入されたときは、必要な受入検査を行い、当該廃棄物が受

入規程に規定する廃棄物の受入の基準（以下「受入基準」という。）に適合していないと認められたときは、当該廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する受入検査の途中において、受入基準に適合しないおそれがあると認められるときは、排出事業者が廃棄物の搬入の自粛を求めることができる。

3 排出事業者が第1項の搬入停止の措置を受けた廃棄物について、次に定める改善措置等必要な処理を行い、受入基準に適合すると認められたときは、別に定める所定の手続を経て搬入停止の措置を解除することができる。

(1) 受入検査を行った委託廃棄物の引き取り

(2) 改善報告書の提出

4 前項第2号に規定する改善報告書は次の内容を記載させるものとする。

(1) 判定基準超過原因の究明

(2) 再発防止対策

(3) 委託廃棄物の安全性の確認等（原因究明と再発防止対策を講じたのちに、原則として1週間ごとに1箇月以上の基準超過項目の測定。ただし、超過原因や改善対策の度合い等を総合的に判断し、所管行政庁と協議・調整の上、測定の頻度と期間を決定）

(4) その他

（中間検査）

第6条 契約期間中、排出事業者が廃棄物の中間検査の実施及び当該検査結果の報告を求めることができる。なお、中間検査に係る実施計画は、契約締結後、排出事業者から書面で提出を求めるものとする。

2 排出事業者から提出を受けた分析結果報告書等において、廃棄物が受入基準に適合しないと認められたときは、廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

3 搬入停止後の措置等は、前条第3項及び第4項を準用する。

（契約外検査等）

第7条 排出事業者が契約前検査、受入検査及び中間検査を除く廃棄物の検査（以下「受入契約外検査」という。）を実施する場合は、当該計画及び検査結果の報告を求めることができる。

2 廃棄物に対する排出事業者の所管行政庁による立入検査が実施されたときは、排出事業者が当該検査結果の報告を求めることができる。

3 廃棄物に対するセンターの所管行政庁による立入検査が実施され、その分析結果が受入基準に適合しないと認められたときは、当該廃棄物の排出事業者がその旨を通知するものとする。

4 前3項に規定する分析結果が受入基準に適合しないと認められたときは、排出事業者が廃棄物の搬入自粛を求めるものとする。

5 前項に規定する搬入自粛後の措置等は、第5条第3項及び第4項を準用する。ただし、搬入再開に係る手続きについては適用しない。

（搬入車両の車両重量登録）

第8条 廃棄物の受入量を算定する際に使用する車両の空車重量は、搬入車両（複数のコンテナを使用する脱着装置付きコンテナ車を除く。）の自動車検査証に記載された車両重量をもって登録するものとする。ただし、これにより難しい場合は、センター各搬入施設のトラックスケールで事前に計量した空車重量をもって登録することができる。

（受入量の算定等）

第9条 廃棄物の受入量は、トラックスケールで計量し、搬入車両の登録重量を差し引いた量を受入量として決定するものとする。

2 複数のコンテナを使用する脱着装置付きコンテナ車である搬入車両で搬入した廃棄物の受入量は、トラックスケールで計量した廃棄物を積載した状態の搬入車両の総重量から廃棄物を荷降ろしした後にトラックスケールで計量した搬入車両の空車重量を引いた量とするものとする。

3 前2項に掲げる受入量は0.1トン単位（0.1トン未満の端数は切捨て）で算定するものとする。ただし、受入量が1トンに満たない場合は1トンとするものとする。

4 受入量は、搬入車両の運転者に受入伝票を交付することで、排出事業者への受入量の通知に代えるものとする。

（処分料金の算定）

第10条 処分料金は、受入規程第7条に定める処分料金に、前条第3項の規定により算定した受入量を乗じて算定するものとする。ただし、1円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

（処分料金の徴収方法）

第11条 処分料金の徴収は、排出事業者が国、地方公共団体又はこれに準ずる団体（以下「公共団体」という。）の場合、埋立処分委託を受けた廃棄物を受け入れた後、その種類及び受入量に応じて処分料金を請求し、口座振込の方法により徴収するものとする。

2 排出事業者が公共団体以外の場合は、埋立処分委託を受けた廃棄物の種類及び契約数量に応じて算定した処分料金を、口座振込の方法により廃棄物を受け入れるまでに前納させるものとする。

ただし、公共団体以外の排出事業者で理事長が認める者については、前項の規定を適用することができる。

3 前納させた処分料金（以下「前納金」という。）は、搬入した車両毎に前納金から処分料金へ充当するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、搬入した車両に係る廃棄物の処分料金の一部が不足する場合には、センターが指定する方法により徴収するものとする。

（消費税の算定及び徴収方法）

第12条 廃棄物の処分料金に係る消費税及び地方消費税の算定並びに徴収方法については、処分料金の徴収の例による。

（その他の搬入停止の措置）

第13条 排出事業者が搬入車両の車両重量登録の変更を怠ったとき、搬入車両の計量検査を拒否したとき、過去の契約期間中に受入基準に適合しないと認められた廃棄物を搬入したことが発覚したとき、次年度の契約前検査の結果が受入基準に適合しないと認められたとき、第7条第1項及び第2項に規定する報告を怠り、又は第7条第4項に規定する搬入自粛を怠り廃棄物の搬入を継続したとき、所管行政庁による指示があったとき若しくはその他契約に違反したときは、廃棄物の受け入れを拒否し、搬入停止の措置をとることができる。なお、この場合はその旨を排出事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する搬入停止の措置後の取扱いについては、第5条第3項及び第4項を準用する。

（契約の継続）

第14条 排出事業者が3月31日以降も引き続き契約の継続を希望するときは、原則として毎年2月末日までに別に定める必要書類を添えた廃棄物埋立処分契約申込書を提出させ、事前審査を行い適正と認められれば契約を継続することができる。

(契約内容の変更)

第15条 排出事業者が、契約内容を変更しようとするときは、その旨を届出させ必要な手続きをとるものとする。

(契約の解除)

第16条 次の各号に該当するときは、その理由を付して契約を解除できるものとする。

- (1) 排出事業者が契約に違反したとき
- (2) 排出事業者が過去の契約期間中に受入基準に適合しないと認められた廃棄物を搬入したことが発覚したとき
- (3) 災害その他の不可抗力又は環境保全上等やむを得ない事由のため、センターの埋立処分事業の継続が不可能になったとき
- (4) 契約が法令等の規定に違反することになったとき

2 排出事業者が契約を解除したいときは、その旨を届出させ当該契約を解除するものとする。

(その他)

第17条 受入に関しこの達に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この達は、平成元年11月22日から実施する。

附 則 (平成4年達第3号)

この達は、平成4年12月25日から実施し、平成5年度分の廃棄物の受入から適用する。

附 則 (平成6年達第8号)

この達は、平成6年10月1日から実施する。

附 則 (平成8年達第1号)

1 この達は、平成8年1月22日から実施する。

2 この達の改正後の規定は、平成8年度分の廃棄物受入から適用し、前年度分については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年達第2号)

この達は、平成10年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年達第4号)

この達は、平成18年度分の廃棄物受入から適用する。ただし、第8条第2項の改正規定並びに第10条第2項及び同条第3項の改正規定は平成17年12月26日から適用する。

附 則 (平成18年達第2号)

この達は、平成18年3月24日から実施し、平成18年度分の廃棄物受入から適用する。

附 則 (平成19年達第1号)

この達は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年達第1号)

この達は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年達第1号)

この達は、平成24年4月1日から実施する。

ただし、第11条第2項ただし書は、平成24年度分の廃棄物受入に限り適用する。

附 則 (平成25年達第1号)

この達は、平成25年10月21日から実施する。

附 則 (平成27年達第2号)

この達は、平成27年2月1日から実施する。

平成24年4月1日からの実施に係る附則のただし書きは削除する。

附 則 (平成27年達第8号)

この達は、平成28年1月1日から実施する。

附 則 (平成28年達第4号)

この達は、平成28年3月1日から実施する。

附 則 （令和5年達第5号）
この達は、令和6年4月1日から実施する。